

諮問庁：独立行政法人情報処理推進機構

諮問日：平成29年10月27日（平成29年（独情）諮問第65号）

答申日：平成30年10月11日（平成30年度（独情）答申第32号）

事件名：特定の情報処理安全確保支援士試験の特定科目の各設問の配点を含む
文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の（1）及び（2）に掲げる文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月27日付け2017情試第0134号により独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消し及び不開示部分の全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

法人文書開示決定通知書によると、処分庁は、原処分は、本件対象文書1及び2に該当する文書が、法5条4号柱書き及び同号ハに該当すると判断し、その論拠として、それぞれ①ないし③の理由を挙げる（以下、順に「理由①」ないし「理由③」という）。

しかし、次に述べるように理由①ないし③はいずれも理由がない。

ア 始めに

まず、理由②でも一部言及されているところではあるが、情報処理安全確保支援士とは、「事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（中略）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュ

リティの確保を支援することを業とする」者（注1）（省略。以下同じ。）であるから、その職務には公共性が認められるものである。

したがって、その資格試験は、透明かつ公明正大に実施されなければならない。以下審査請求の理由について、詳述する。

イ 本件対象文書1の不開示決定について

（ア）理由①について

審査請求人は、理由①は、法5条4号ハの該当性を主張しているものだとして理解する。

a 理由①の前半

理由①の前半では、処分庁は不開示の理由として、「受験生が偏った受験対策を行うことで、受験者の本来持つ能力を正確に把握することが困難になる」と主張する。

（a）本件対象文書1に該当する文書の開示を受けても、受験生が「偏った受験対策」を行うことは不可能である。

この点、「偏った受験対策」というのがどのような対策を想定しているのか不明であるものの、いずれにせよ、本件対象文書1に該当する文書の設問・小問ごとの配点の開示を受けても、「受験生が偏った受験対策を行う」ことができるようになるものではない。

すなわち、平成29年度春期情報処理安全確保支援士試験（以下「本件試験」という。）の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験の解答（処分庁が自ら公表するもの）は、添付のとおりである（資料①・②）（添付省略。以下同じ。）。これらの解答について、設問と小問の配点が判明したところで、受験生が分かるのは、「記述式は短答式よりも配点がやや高い（又はやや低い）」という程度の情報にとどまるであろう。そして、このような情報だけで特別な試験対策ができるはずがない。

加えて、試験問題及びその配点は、試験回ごとに変わるのであるから、たかだか、本件試験の配点が判明したところで、「受験生が偏った受験対策を行う」ことなど到底不可能である。

（b）類似の国家試験に照らしても、本件対象文書1に該当する文書を開示することで、「受験生が偏った試験対策を行う」ような事情はない。

本件試験と同様の国家試験である行政書士試験は、午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験のように、短答式問題と記述式問題から構成される試験問題である。しかし、行政書士試験では、各問ごとの配点を公表している（資料③）。もちろん、行政書士試験が、記述式問題の配点を公表したことで、「受験生が偏った受験対

策を行う」ことができるようになったなどという話など、審査請求人は聞いたこともない。

(c) 処分庁は類似の情報を開示しており、今回の情報のみ不開示とする理由はない。

また、処分庁自身、本件試験の午前Ⅰ試験及び午前Ⅱ試験については、解答だけではなく、配点も含めて全面的に公表しており（資料④・⑤・⑥）、また、午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験については、解答及び解答例を公表している（資料①・②）。処分庁は、こうした情報を公表しても、「受験生が偏った受験対策を行う」事態は生じないものと自認しているのである。

にもかかわらず、処分庁は、午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験に限り、その配点を開示することが、「受験生が偏った受験対策を行う」事態を招くと主張するが、この主張は、上記自認との一貫性を欠くものである。

(d) 小括

以上のように、本件対象文書1を公表することで、「受験生が偏った受験対策を行うことで、受験者の本来持つ能力を正確に把握することが困難になる」ような事情は存在しない。

b 理由①の後半

理由①の後半では、処分庁は「当該情報が公になれば、当該情報を開示請求した者のみ（注2）が、他の受験者よりも優位に試験対策を行うことができる」と主張する。

しかし、既に述べたとおり、本件対象文書1の配点が明らかになるだけで、優位な受験対策ができるようになるとはいえない。また、処分庁は、問題、回答及び講評を既に自らのウェブページで公表しているから（資料⑦）、もしも、受験者間の情報格差を問題とするのであれば、同ウェブページ上で本件対象文書1の情報も追加で公表すればよいだけであって、これらの情報を不開示とすべき理由にはならない。

また、処分庁が主張するように、受験者間の情報格差を問題とするだけで、不開示情報に該当するという事になれば、およそ試験に関する情報は全て不開示情報に該当することになる。しかし、こうした扱いは、試験に関する情報であっても「正確な事実の把握を困難にするおそれ」を招く以外の情報については、開示することを義務付ける法5条4号ハの趣旨に反するものであり、不当である。

(イ) 理由②について

審査請求人は、理由②は、法5条4号本文「その他当該事務又は

事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性を主張しているものだと理解する。

法は、法5条4号各号において、個別に不開示情報を定めていることからすると、同号本文「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の条項は補充的な条項であるから、この条項を根拠に不開示情報が広範に認められてはならない。処分庁の主張する理由②は、「受験者の能力を適正に評価すること」を問題としているようであるから、同号ハに集約されるべきものであろう。

いずれにせよ、理由②では、本件対象文書1を公表することが「受験者の能力を適正に評価することが困難」になることを前提としているが、理由①で既に述べたとおり、そのような事情はない。

(ウ) 理由③について

審査請求人は、理由③（注3）は、法5条4号本文「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性を主張しているものだと理解する。

法5条4号本文は、既に述べたように、不開示情報を広範に認める根拠規定とはならない。処分庁の主張する理由③についても、結局は「国家資格であることの厳格化」を問題としているようであるから、同号ハに集約されるべきものであろう。

いずれにせよ、理由③は、「一切公にしていない」情報を開示すると「委員会の適正な運営に支障を来す」と主張するもののようである。しかし、法は、公表されているか否かを問わず、法定の不開示情報に該当しない情報については、すべからず開示を義務付けることで「独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」を目的とする法律である（1条）から、「公にしていない」という理由だけで不開示情報に該当することなどあり得ない。理由③については、処分庁の法令解釈に誤りがあることは明らかである。

ウ 本件対象文書2の不開示決定について

(ア) 理由①について

審査請求人は、行政書士の国家試験の事例を除き、上記イで述べた審査請求人の主張のうち「配点」を「採点基準」と読み替えて、ここで同様の主張を行う。

以下、主張を補充する。

処分庁は、記述式問題については、解答例を公表している（資料①・②）ところ、この解答例どおり解答できれば、当該記述式問題

については満点の評価を得られることになると思われる。そして、一般に、資格試験において最も機密性が高いのは、このように満点を得られる評価基準であるが、既にこの評価基準は公表されている以上、これよりも程度の低い、つまり、部分点を得られるにすぎない評価基準を不開示とする理由はない。

さらに、採点基準がどのように定められているのかは、審査請求人には明らかではないが、今回の記述式問題は、いわゆる論述式の試験とは異なり、最大でも60字程度の短い文章で解答することが求められている（資料①・②）から、単純明快な採点基準があるはずであると推測される。こうした単純明快な採点基準が公表されたとしても、「偏った受験対策」につながるようなものではない。

(イ) 理由②について

上記イ（イ）で述べた主張を準用する。

(ウ) 理由③について

上記イ（ウ）で述べた主張を準用する。

(2) 意見書

諮問庁の平成29年10月27日付「理由説明書」（下記第3。以下同じ。）のうち、主に「1）各設問・小問ごとの配点」を含む文書（本件対象文書1）を不開示とした理由を対象として、次のとおり追加で反論等を行う。

なお、本書面では、上記（1）で定義した用語をそのまま用いる。

ア 処分庁に対する不開示理由の法的整理の要請

処分庁は、決定通知書において、不開示理由として法5条4号柱書き及び同号ハの該当性を主張して、理由①ないし③を述べる。

そして、理由説明書において、処分庁は、「不開示とした理由を補充、整理」という名のもとで、新たに、不開示理由として法5条4号柱書き及び同号ハの該当性を主張し、下記第3の5（1）ないし（3）の理由を述べる。

ところが、下記第3の5（1）ないし（3）が、理由①ないし③とどのような関係に立つのか明らかになっていない。審査請求人は、処分庁に対して、理由①ないし③を変更ないし撤回して、それぞれ対応する項番である下記第3の5（1）ないし（3）を差し替えて主張する趣旨なのか、それとも、理由①ないし③を維持しつつ、それに加えて、下記第3の5（1）ないし（3）を追加で主張する趣旨なのか明らかにするよう求める。

また、処分庁は、理由①ないし③及び下記第3の5（1）ないし（3）のいずれにおいても、法5条4号柱書き及び同号ハの該当性を主張しているが、中には、理由①のように、法5条4号柱書きに

ついで言及がないものや、逆に、下記第3の5(3)のように、同号ハについての言及がないものもある。審査請求人は、処分庁に対して、理由①ないし③及び下記第3の5(1)ないし(3)のそれぞれについて、法5条4号柱書きの該当性を主張するのか、それとも、同号ハの該当性を主張するのか、明らかにするよう求める。

イ 理由説明書に対する反論

(ア) 下記第3の5(1)ないし(3)に対する反論

a 下記第3の5(1)に対する反論

処分庁は、「設問ごとの配点を示すことで、それが学習の分野ごとの重要度を示しているかのような誤解を与え、特定の分野だけを勉強する又はしないといったことにつながりかねない」と主張する。

しかし、そもそも、本件試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験は、配点基準が示されたところで、そのような誤解を生むような出題形式になっていない。

すなわち、例えば、午後Ⅰ試験の問1では、「ARPポイズニングによる盗聴の原理及びそれに対するセグメント分離の効果」(資料①)という学習の分野について複数の設問が出題されているが、これらの設問は、いずれも当該分野の理解を試す出題であるにすぎないから、設問ごとの配点が開示されたところで、「特定の分野だけを勉強する又はしないといった」ことは不可能である。

さらに言い換えれば、午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験は、いずれも、複数の出題分野のうちから、一つの分野を取り上げて「問」が出題されるという構成である。具体的なイメージとしては、仮に出題分野が、A, B, C, D, E, F, G, H, I, Jの10分野があるとすると、例えば、ある回の試験では、午後Ⅰ試験で、A, D, Eの3分野から問が出題され、各問において、それぞれの分野の理解度を試す設問が出題される形になる。そして、このような出題構成がなされている以上、仮に、ある回の問の設問ごとの配点が分かったとしても、特定の分野(すなわち、B, E, I等の分野)のみを勉強しようということにはならない。

事実、処分庁も認めるように、本件試験は「一から問題を作成する」(下記第3の5(3))性質のものであって、過去問題からの再出題はないし、試験回ごとに設問の配点も変わるのだから、特定の設問の配点が分かったところで、到底、「特定の分野だけを勉強する又はしないといった」おそれは生じない。

b 下記第3の5（2）に対する反論

処分庁は、「本件対象文書を公表した場合、受験者からの疑義や不服にその都度対応が必要となることから試験委員が萎縮してしま」うと主張する。

ここでいう「本件対象文書」とは、本件対象文書1及び2の総称であるとされる（下記第3の1（3））が、この主張は配点を対象とするものではなく、採点基準である本件対象文書2のみを対象とした主張と理解する。

しかし、処分庁が自ら公表する資料⑦には、「個々の問題及び採点結果についてお問合わせには応じられません」と明確に記載されているのであるから、「受験者からの疑義や不服にその都度対応が必要となる」ような事態は生じない。

また、審査請求人は採点済み答案の公表を求めているわけではないから、受験生から、「私は、この設問でこう解答したところ、○点しか点数を得られなかった。この採点基準であれば、×点なのではないか？」というような問合せが発生すること自体想定できない。

なお、本件試験は公明正大に実施されるべきものであるから、その採点基準を公表しただけで、「受験者からの疑義や不服が多く寄せられ」るような性質の採点基準であったとすれば、むしろそのこと自体が問題であろう。

c 下記第3の5（3）に対する反論

処分庁は、採点基準を公表すると「受験者からの疑義や不服への対応といった業務が増加し」「試験委員の成り手がいなくなってしまう」と主張する。

審査請求人は、この主張を、配点ではなく、採点基準である本件対象文書2のみを対象とした主張と理解する（注1）。

しかし、既に述べたとおり、処分庁は「個々の問題及び採点結果についてお問合わせには応じ」ないという運用をしているのであるから、「受験者からの疑義や不服への対応といった業務が増加」するような事態は生じない。

また、「試験委員の成り手がいなくなってしまう」というのも、単なる抽象的な懸念にすぎず、具体的な事態が想定されるものでもない。

なお、試験委員としても、自らの採点結果について疑義が呈された場合に、責任をもってその疑義に回答できる人材でなければ、試験委員として選任すること自体不適切であり、「採点はするけれど、何らかの疑義が生じても採点結果には答えたくない

い」というような無責任な者を試験委員として任命し、採点を委託するのであれば、それはむしろ問題であろう。

(イ) 審査請求人主張の反論に対する再反論について

以下、理由説明書の6及び7頁の記載（下記第3の5（5）ないし（10））に対して、必要な範囲で再反論を行う。

a 下記第3の5（5）に対する再反論

処分庁は、「設問ごとの配点や記述式問題についての採点基準の基本的な考え方、方針は変わらず」と主張する。

この点、たとえば、当該事実が真実であったとしても、これらの情報を開示したところで、処分庁が懸念するような事態は生じない。もっとも、処分庁が前提とする事実が真実であるかどうか疑わしい。処分庁には、この主張を維持するのであれば、本件対象文書だけではなく、別試験回の配点や採点基準を情報公開・個人情報保護審査会に提出し、審査の資料とするよう求める。

b 下記第3の5（6）に対する再反論

処分庁は、審査請求人の主張を、単なる「主観」であると反論する。しかし、行政書士試験においては、審査請求人の知る限り約10年前から、各問の配点公表を継続しているのであって、そこには、各問の配点を公表しても、受験生が偏った受験対策を行うことができるようにはならない、という判断があることは容易に想像できる。

また、処分庁は、本件試験でも、行政書士試験と同レベルでの配点公表をしていると主張する。しかし、行政書士試験では各問題の最小単位での配点（すなわち、問題ごとに2点から20点）を公表しているのに対して、本件試験では、各問題の最小単位での配点は公表しておらず、問の配点は合計で50点という形でしか配点を公表していないのであって、最小単位での配点を開示していないのだから、同レベルでの公表といえないことは自明である。

さらに、処分庁は、行政書士試験の採点基準が公表されていないことをもって、本件試験でも採点基準を公表する義務はないとの主張をするようである。この主張には、処分庁自身が本件試験と行政書士試験が同質の試験であるという前提を自認したものとかがわれる。そして、そうした同質性を前提とするのであれば、なおさら行政書士試験と同質の本件試験において、処分庁が配点を公表しないことに合理的な説明はつかない。

c 下記第3の5（7）に対する再反論

処分庁は、本件試験の午前Ⅰ試験及び午前Ⅱ試験では配点を公表しているのに、午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験では配点を公表しない理由について、「出題形式等が異なる」ためと説明する。

しかし、処分庁は、配点基準を公表しない理由として、「設問ごとの配点を示すことで、それが学習の分野ごとの重要度を示しているかのような誤解を与え、特定の分野だけを勉強する又はしないといったことにつながりかねない」（下記第3の5（1））ことを主張しているが、そうであれば、たとえ均等な配点であったとしても、学習の分野ごとの重要度が同じであるかのような誤解を与えることになるから、配点を公表することはできないはずである。

にもかかわらず、処分庁は、本件試験の午前Ⅰ試験及び午前Ⅱ試験では配点を公表している（すなわち、配点を公表しても処分庁が懸念するような事態は生じないと自認している。）のであって、午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験に限り配点を公表しないというのは一貫性を欠くといわざるを得ない。

d 下記第3の5（8）に対する再反論

処分庁は、審査請求人の主張は、法人文書の開示を前提としていると主張するが、審査請求人は、たとえ開示しても処分庁の主張するような不都合は生じないと主張しているまでである。

e 下記第3の5（9）に対する再反論

処分庁は、「公にしていない」という理由だけで不開示に当たると主張しているものではない、と主張する。

しかし、理由③の文章からは、処分庁がそのような主張を行っているを読み取るのが自然である。処分庁は理由③の撤回を検討すべきである。

f 下記第3の5（10）に対する再反論

処分庁は、採点基準を公表することで「疑義、不服等が殺到」し、「個別の質問に対応する事務が増大」することによって、年間で49万人以上が応募する試験の運用に支障が生じると主張する。

しかし、採点基準を公表することによって、「疑義、不服等が殺到」し、「個別の質問に対応する事務が増大」するようなものでないことは、前述のとおりである。

また、処分庁は、年間で49万人以上が応募する試験であることを引き合いに出しているが、この主張は審査会を誤導させる主張であって不適切である。すなわち、処分庁が49万人と主張する試験には、本件試験の他にも、マークシートだけで合否

判定される「情報セキュリティマネジメント試験」や「基本情報技術者試験」，論文試験が含まれる「プロダクトマネージャー試験」等を含むと思われる。さらに，本件試験に限ったとしても，審査請求人が開示を求めている記述式問題については，その採点対象者は，多肢選択式問題の合格者に限られるのだから，その数は応募者ベースと比してずっと少なくなるのであって，応募者ベースで採点対象者の議論をするのは不適切である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は，平成29年7月1日付けで，法4条1項の規定に基づき，処分庁に対し，「平成29年度春期情報処理安全確保支援士試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験に関して，1)各設問・小問ごとの配点，2)記述式問題については採点基準，3)各受験者の答案を採点后，受験者の最終的な得点を決定するまでに，何らかの得点調整を行っている場合には，その具体的な調整方法を含む文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い，処分庁は同日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し，処分庁は，対象となる法人文書を下記2(2)のとおり特定し，法9条2項の規定に基づき，平成29年7月27日付け2017情試第0134号をもって，下記3のとおり，原処分を行った。
- (3) これに対して，本件開示請求者である審査請求人は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1項の規定に基づき，平成29年8月4日付けで，諮問庁に対して，原処分で不開示とした法人文書のうち法5条4号柱書き及び同号ハに該当するため不開示とした2件の法人文書（本件対象文書1及び2）について，不開示決定を取り消し開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受け，諮問庁において，原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ，本件審査請求には理由がないと認められたため，諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき，情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る法人文書

(1) 概要

本件対象文書は，平成29年度に機構が実施した春期情報処理安全確保支援士試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験の各設問・小問ごとの配点，記述式問題の採点基準，得点調整に関する文書である。

(2) 本件対象文書

処分庁は，本件開示請求を受け，本件対象文書1及び2を，本件対象文書として特定した。なお，本件開示請求のうち「3)各受験者の答案

を採点後、受験者の最終的な得点を決定するまでに、何らかの得点調整を行っている場合には、その具体的な調整方法を含む文書」に該当する文書については、作成も取得もしておらず保有していない。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書1及び2については、法5条4号柱書き及び同号ハに該当するため全部を不開示とし、本件開示請求のうち「3）各受験者の答案を採点後、受験者の最終的な得点を決定するまでに、何らかの得点調整を行っている場合には、その具体的な調整方法を含む文書」に該当する文書は作成も取得もしておらず保有していないため、法9条2項の規定により不開示とした。本件審査請求の対象となっている本件対象文書1及び2に関し、原処分において不開示とした理由は、次のとおりである。

- (1) 配点や採点基準は、試験終了後も公にされていない情報であることから、当該情報が公になれば、受験者が偏った受験対策を行うことで、受験者の本来持つ能力を正確に把握することが困難になると考えられる。その上、一般に、国家試験とは、公平かつ平等な実施が求められるものであり、試験の実施及び採点基準等に係る内容は、全ての受験者に対して平等に提供されるべきところ、当該情報が公になれば、当該情報を開示請求した者のみが、他の受験者よりも優位に試験対策を行うことができる。受験者間でこのような不平等な前提が存在すれば、受験者の能力を正確に把握することが困難となるおそれがあるため（理由①）。
- (2) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「情報処理促進法」という。）6条に規定されているとおり、情報処理安全確保支援士とは、サイバーセキュリティの確保を支援することを業とする者であり、極めて専門的な知識及び技能を有することが求められる資格である。したがって、受験者の能力を適正に評価することが困難となれば、本来情報処理安全確保支援士の資格を付与するのに相応しい能力を有していない受験者を合格とするおそれがあり、その結果、サイバーセキュリティの確保という情報処理促進法6条が達成できなくなるおそれがあることから、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するという法目的の達成に支障が生じるおそれがあるため（理由②）。
- (3) 本件対象文書1及び2は、情報処理安全確保支援士試験委員会の資料であるが、同委員会は、国家資格であることの厳格化の趣旨から、その議事内容及び資料については、公平かつ平等に取り扱う必要があり、一切公にしていない。このことから、当該情報を開示することとなれば、同委員会の適正な運営に支障を来すおそれがあるため（理由③）。

4 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示請求に関し、処分庁が行った原処分

のうち、上記２（２）の本件対象文書１及び２について、開示請求者である審査請求人が、開示を求めるというものである。

（２）審査請求の理由

審査請求書に記載された審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

処分庁は不開示の理由として、法５条４号柱書き及び同号ハに該当すると主張しているが、次のアないしカにより、法５条４号柱書き及び同号ハに該当しない。

ア 設問と小問の配点が判明したところで、「記述式は短答式よりも配点がやや高い（またはやや低い）」という程度であり、特別な受験対策ができるはずがない。また、試験問題及びその配点は、試験ごとに変わるので本件試験の配点が判明したところで、「受験生が偏った受験対策」を行うことは不可能である。

イ 類似の国家試験（行政書士試験）において、各問の配点を公表したことで、「受験生が偏った受験対策」を行うことができるようになったという話を聞いたことはない。

ウ 処分庁自身が、午前Ⅰ試験及び午前Ⅱ試験については、解答だけではなく配点も含めて全面的に公表しており、午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験は解答及び解答例を公表している。午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験の配点を不開示とする理由はない。

エ 開示請求した者のみに開示した場合の受験者間の情報格差を問題とするのであれば、本件対象文書１及び２の情報をウェブページ上で公開すればよいだけである。

オ 法は法定の不開示情報に該当しない情報はすべからず開示を義務付けるものであり、「公にしていない」という理由だけで不開示情報に該当することなどあり得ない。

カ 処分庁は解答例を公表しており、これは満点を得られるはずの評価基準であるので、部分点を得られるにすぎない評価基準を不開示とする理由はない。また、記述式問題は論述式問題と異なり、最大６０文字程度の短い文章で解答するものであるから単純明快な採点基準があるはずであると推測され、単純明快な採点基準が公表されても「偏った受験対策」につながらない。

５ 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象文書１及び２に記載された配点を含む採点基準の情報に関しては、受験者が知り得たとしても偏った受験対策を行うことにはならず、法５条４号柱書き及び同号ハに該当しない旨を主張しているので、本件対象文書１及び２が法５条４号柱書き及び同号ハに該当するかどうかについて、具体的に検討し、上記３に記述した原処分において不開示

とした理由を補充，整理して，諮問庁としては，不開示理由を以下のとおり主張する。

(1) 午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験の配点・採点基準は，試験終了後も公にされていない情報である。本試験の目的は，試験区分ごとに「知識・技能」が一定以上の水準であることを評価することであり，受験者が解答した内容が一定水準にあるか，合格基準を満たすか否かを総合的に判断し採点している。特に午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験の記述問題は，午前試験の多肢選択式（四肢択一）では判定できない受験者の思考力・判断力や問題解決の過程等を評価することを目的としており，採点基準を公にした場合，過去の採点基準から推測して，それに沿った解答を受験者が過度に意識するあまり，偏った受験対策を行うおそれがある。また，設問ごとの配点を示すことで，それが学習の分野ごとの重要度を示しているかのような誤解を与え，特定の分野だけを勉強する又はしないといったことにつながりかねない。よって，当該情報が公になれば，受験者が偏った受験対策を行うことで，機械的，断片的な知識しか有しない者が高得点を獲得しかねないなど，受験者の本来持つ能力を正確に把握することが困難になると考えられる。

(2) また，本件対象文書1及び2は，情報処理安全確保支援士試験委員会が作成した資料である。同委員会については，経済産業大臣の認可を受けた「情報処理安全確保支援士試験事務規程」において別紙2のとおり規定されている。

同委員会は，事務規程に基づき，受験者が国家資格を付与するのに相応しい能力を有するか適正に評価するという職務を厳正かつ公正に行う趣旨から，その議事内容及び資料については，公平かつ平等に取り扱う必要があり，一切公にしていない。本件対象文書を公表した場合，受験者からの疑義や不服にその都度対応が必要となることから試験委員が萎縮してしまい，本来，記述式問題は，多肢選択式問題では判定できない受験者の専門的な思考力・判断力や問題解決の過程等を評価することを目的としているにもかかわらず，受験者の多様な解答が想定される思考力や判断力等を問う設問を避け，単に知識や用語だけを問うといった正解が一意的に決まるような設問に終始することにつながるおそれがある。また，採点基準に対する疑義や不服が多く寄せられ，採点基準における裁量の余地が著しく狭められるおそれがある。その結果，受験者が本来持つべき支援士の資格を付与するに相応しい知識・技能を有しているかを測ることができず，受験者の能力を正確に把握することが困難となる。

(3) さらに，情報処理安全確保支援士試験は，技術変化の激しいサイバーセキュリティをテーマとして，ケーススタディ問題を中心に実務に役立つ実践的な出題をすることが求められている。このことから，試験委員

の約9割が民間企業に所属し、サイバーセキュリティの現場で活躍する技術者を中心に構成されている。それら試験委員は、昼間は勤務先での本務があり、平日の本務終了後の夜、又は土曜日・日曜日に機構に来て、問題作成、問題チェック、試験実施後の採点等の作業を行っている。1回の試験を実施するための問題作成工程は約1年間に及び、その間、一から問題を作成することに加え、十数回にわたる問題チェック等の様々な工程を経て試験問題を完成させているが、各試験委員は多忙な本務をこなしつつ、問題作成や採点作業に対応するための時間を何とか捻出し、相当な時間を割いて対応しているのが実情である。こういった現状の問題作成、採点の作業負担だけでも精一杯の状況の中で、さらに採点基準を公表したことにより、受験者からの疑義や不服への対応といった業務が増加した場合には、多くの試験委員は対応するための時間を捻出することが困難となり、試験委員の成り手がなくなってしまうという事態に陥りかねない。情報処理安全確保支援士試験の趣旨、目的を達成するために最も重要なことは、適正な試験問題を作成し、出題することである。そして、そのためには、試験委員にふさわしい者を確保してその専門的識見を活用し、かつ良問の作成を阻害する要因をできるだけ排除しておく必要がある。これらのことから、配点・採点基準を開示することとなれば、試験委員の成り手がいないという問題の作成や選定を行う同委員会の適正な運営に重大な支障を来すおそれがあり、受験者の能力を正確に把握することが困難となり、ひいては年間で49万人以上（平成28年度実績）の応募者がいる本試験制度の適正な運営に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 以上のことから、本件対象文書1及び2は法5条4号柱書き及び同号ハに該当し、不開示とした原処分は妥当である。

また、審査請求人のその他の主張を次のとおり検討する。

(5) 「設問と小問の配点が判明したところで、「記述式は短答式よりも配点がやや高い（またはやや低い）」という程度」との主張は憶測であり、配点が一律でない限り、配点の差が学習分野ごとの重要度を示しているかのような誤解を与え、偏った受験対策につながるおそれがある。

また、「試験問題及びその配点は、試験ごとに変わる」のは事実としても、設問ごとの配点や記述式問題についての採点基準の基本的な考え方、方針は変わらず、ある年度の配点・採点基準を公にすれば受験者が偏った受験対策を行うことになり、その後の年度において受験者の持つ能力を正確に把握することが困難になる。

(6) 類似の国家試験（行政書士試験）において、各問の配点を公表したことで、「受験生が偏った受験対策」を行うことができるようになったという話を聞いたことはないとの主張は、審査請求人の主観であり、「受

験生が偏った受験対策」を行うおそれが否定されるものではない。

また、情報処理安全確保支援士試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験は、「問」の中がいくつかの「設問」に分かれているが、行政書士試験の記述式問題は独立した個別の「問」だけで構成されており設問に分かれていない。情報処理安全確保支援士試験においても行政書士試験で公表しているのと同じく「問」ごとに配点を公表しているが、「設問」ごとに配点を公表した場合、配点の差が学習分野ごとの重要度を示しているかのような誤解を与え、偏った受験対策につながるおそれがある。

なお、行政書士試験の記述式問題の採点基準が公表されているか処分庁が確認したところ、審査請求人が示した配点と記述式問題の解答例の資料はウェブサイトを確認することができたが、採点基準（記述式問題の部分点の解答例等）を確認することはできなかった。

- (7) 午前Ⅰ試験及び午前Ⅱ試験は、多肢選択式（四肢択一）であり、正解は一意的に決まることから採点基準はなく、配点は均等である。午前Ⅰ試験及び午前Ⅱ試験で公表しているからといって、出題形式等が異なる午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験についても同様の情報を全面的に公表すると、前述のとおり受験者の能力を正確に把握できないおそれがある。
- (8) 「受験者間の情報格差を問題とするのであればウェブページ上で公開すればよい」という審査請求人の主張は、法人文書の開示を前提としているが、処分庁としては公開すべき情報ではないと考えている。
- (9) 処分庁は、「公にしていない」という理由だけで不開示情報としているのではなく、法5条4号柱書き及び同号ハに該当することから不開示情報としており、審査請求人の主張は当たらない。
- (10) 審査請求人は、解答例は満点を得られるはずの評価基準であり、部分点を得られるに過ぎない評価基準を不開示とする理由はないと主張しているが、解答例と採点基準は明確に異なるものである。解答例は、問題を出題する上で当然に想定されるべきものである。

一方、採点基準は、記述式問題において受験者ごとに異なる記述、文章を公平に採点するべく一定の判断の基準を定めるものであり、そこには部分点の解答例等も含まれているものである。記述式問題では、多肢選択式では判定できない、受験者の専門的な思考力・判断力や問題解決の過程等を評価することを目的としている。その解答は多様であり、採点においては満点か0点かといった画一的なものではなく、例えば、問題解決の過程の途中までが合っていれば満点の50%を、三つのポイントのうち二つが書けていれば満点の60%を与えるといったように部分点を設定している。採点基準を公表すると、受験者がそれを過度に意識するあまり、過去の採点基準から推測して偏った受験対策を行うおそれがあり、受験者の本来持つ能力を正確に把握することが困難になると考

えられる。

また、採点基準の公表により、合格基準に満たない受験者から得点の根拠に関する問合せ、実際の得点と自己採点の結果との相違に対する疑義、不服等が殺到することが容易に予想される。機構が実施する試験全体では、年間で49万人以上（平成28年度実績）の応募者がおり、試験委員及び職員が受験者からの個別の質問に対応する事務が増大することは、継続的かつ安定的な試験の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

6 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分 of 正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年10月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月14日 | 審議 |
| ④ | 同月15日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成30年9月11日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月27日 | 審議 |
| ⑦ | 同年10月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、情報処理安全確保支援士試験委員会（以下「委員会」という。）が作成した平成29年度春期情報処理安全確保支援士試験（本件試験）の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験に係る設問及び小問ごとの配点並びに採点基準に関する文書である。

審査請求人は、本件対象文書の全部開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の全部が法5条4号柱書き及びハに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）について

ア 支援士試験について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 支援士試験は、情報処理促進法9条1項の規定に基づいて経済産業大臣が行う国家試験であり、情報処理促進法10条1項の規定に

に基づき、機構が支援士試験の実施に関する事務を行っている。具体的には、情報処理促進法11条1項の規定に基づき、委員会を設置し、支援士試験の実施に関する事務を行っている。

(イ) 支援士試験の問題は、情報処理安全確保支援士試験事務規程5条の規定に基づいて機構の理事長が委嘱する情報処理安全確保支援士試験委員（以下「試験委員」という。）が作成することとされている。

(ウ) 支援士試験は、問題の形式が多肢選択式の午前Ⅰ試験及び午前Ⅱ試験並びに問題の形式が記述式である午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験の4つの試験で構成されており、全ての試験で基準点を満たせば合格となる。

(エ) 本件開示請求に係る午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験の問題は、「問」、「問」ごとの「設問」及び「設問」ごとの「小問」で構成されている。

(2) 法5条4号柱書き及びハ該当性について

ア 本件対象文書の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からの次のとおり説明があった。

(ア) 本件対象文書は、委員会が作成した本件試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験に係る設問及び小問ごとの配点並びに採点基準に関する文書である。

(イ) 試験終了後においては、試験の実施に支障が生じないように十分に内容を精査した上で、機構のウェブサイトにおいて本件試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験に係る出題趣旨、解答例・解答の要点、採点講評を公表している。また、機構のウェブサイトにおいて受験者向けに公表している本件試験の試験要綱では、「問」ごとの配点を公表している。しかしながら、本件試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験に係る設問及び小問ごとの配点並びに採点基準については、一切公表していない。

(ウ) 本件対象文書を公にすると、受験関係者によって設問及び小問ごとの配点並びに採点基準が推測されて受験技術が発達し、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性が生じるおそれがあり、また、受験者からの疑義や不服にその都度対応が必要となることから試験委員が萎縮してしまい、試験問題及び採点基準の作成における試験委員の裁量の余地が著しく狭められるおそれがある。その結果、受験者の能力に関する的確な事実の把握が困難になり、今後の適正な試験業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

なお、本件対象文書の一部には、機構のウェブサイト上に公表されている解答例と同一又は同旨の記載がある箇所も存在する。

しかしながら、当該箇所を公にすると、他の不開示部分の範囲や形状等から、当該不開示部分に記載された配点や採点基準に係る情報を推測されるおそれがあることから、不開示としている。

(エ) また、本件対象文書を公にすると、機構のウェブサイトにおいて受験者向けに公表されている本件試験の受験案内書（以下「案内書」という。）には、試験終了後及び合格発表後における個々の試験問題及び採点結果についての問合せには応じられない旨並びに受験申込みをした場合は、案内書に記載された全ての事項に同意したものとみなす旨の記載があるにもかかわらず、合格基準に満たない受験者等から得点に関する疑義、不服等が多数寄せられることが容易に予想され、ひいては、継続的かつ安定的な支援士試験に係る事務に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(オ) したがって、本件対象文書は法5条4号柱書き及びハに該当する。
イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、本件試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験の設問及び小問ごとの配点並びに採点基準が記載されていることが認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして、機構のウェブサイトを確認させたところ、上記ア（イ）の諮問庁の説明のとおり、本件試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験については、「問」ごとの配点、出題趣旨、解答例・解答の要点及び採点講評は公表されているものの、設問及び小問ごとの配点並びに採点基準は公表されていないことが認められる。

(ウ) 本件対象文書には、支援士試験の実効性を担保するため、具体的な採点方法、判断基準等に係る詳細な情報が記載されていると認められる。

よって、これを公にすることにより、受験関係者によって設問及び小問ごとの配点並びに採点基準が推測されてこれに対応する受験対策を図ることが可能となり、受験者の能力を正確に把握することが困難になることにより、今後の適正な支援士試験に係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

このことから、本件対象文書は、法5条4号柱書きに該当するため、同号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

原処分における法人文書開示決定通知書には、「1 不開示とした法人

文書の名称等」欄の記載として、本件開示請求書の「1 請求する法人文書の名称等」欄に記載されている文言と同一の文言が記載されており、具体的な文書名が特定されておらず、原処分でいかなる文書が対象文書として特定されたのかが明確とはいえない。

処分庁は、原処分において、特段の支障がない限り、本件対象文書の具体的な文書名を特定する必要があったというべきであり、今後、法9条1項及び2項の趣旨を踏まえ、法人文書開示決定通知書には原則として具体的な文書名を明示するべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条4号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、同号柱書きに該当すると認められるので、同号ハについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

平成29年度春期情報処理安全確保支援士試験の午後Ⅰ試験及び午後Ⅱ試験
に関して、以下の各情報を含む文書

- (1) 各設問・小問ごとの配点
- (2) 記述式問題については採点基準

別紙 2

情報処理安全確保支援士試験事務規程（抄）

（試験委員会の設置）

第 4 条 支援士試験事務を円滑に実施するため、機構に情報処理安全確保支援士試験委員会（以下「支援士試験委員会」という。）を設置する。

（試験委員の職務）

第 6 条 支援士試験委員は、情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行うものとする。

2 支援士試験委員は、前項の事務を厳正かつ公正に行うものとする。

（試験問題の作成）

第 11 条 試験問題は、支援士試験委員が作成し、支援士試験委員会が決定する。

（答案の採点）

第 18 条 答案の採点は、支援士試験委員会の定めるところにより支援士試験委員が行う。